

新型コロナウイルス感染症にかかる共済金等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

JA共済連では、**令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に対する各種取扱いを以下のとおり見直しいたしました。**

1 | みなし入院について

令和2年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い（みなし入院）のお支払い範囲について、令和5年5月8日以降、以下のとおりいたしました。

なお、令和5年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、以下のお支払いの対象となる方については、令和5年5月8日以降であっても引き続きご請求いただけますのでご安心ください。

また、医療機関に入院している場合は、診断日に関わらず、ご契約の内容によりお支払いの対象となります。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲^{※1}

ケース	診断日 ^{※2}		
	令和4年9月25日以前	令和4年9月26日以降 令和5年5月7日以前	令和5年5月8日以降
入院された場合	○ お支払い対象 ^{※3}	○ お支払い対象 ^{※3}	○ お支払い対象 ^{※3}
宿泊・自宅療養された場合 (みなし入院)	重症化リスクの高い方	○ お支払い対象 ^{※3}	× お支払い対象外
	上記以外の方	○ お支払い対象 ^{※3}	× お支払い対象外

※1 共済金のお支払いは、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。 ※2 検査日ではなく、診断日での判断となります。
※3 請求日に関わらずお支払い対象となります。

2 | 約款に定める「特定感染症」について

災害や特定感染症による死亡または所定の第1級後遺障害の状態を保障する仕組み（災害給付特約等）において、これまで、新型コロナウイルス感染症を約款に定める「特定感染症」としてお支払い対象としてまいりましたが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されたため、新型コロナウイルス感染症は約款に定める「特定感染症」に該当しなくなりました。

そのため、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合、災害給付特約等のお支払い対象とはならず、疾病での保障対象となります。

「ご請求にあたってのお願い」

厚生労働省より、My HER-SYSの療養証明書機能について、令和5年5月7日までに発生届が行われ、入力されている場合、令和5年9月末まで同機能の利用が可能であると公表されています。

令和5年10月以降も所定の代替書類等でのご請求は可能ですが、「My HER-SYS画面での療養証明」にてご請求される場合はお早めにご請求いただくよう、ご案内申し上げます。

お問い合わせ

上記内容に関するお問い合わせについては、右記にて承ります。なお、個別のご契約内容（共済金の支払いに関する事項等）については、ご契約先のJAへお問い合わせください。

JA共済相談受付センター

電話番号 | 0120-536-093

受付時間

月曜日～金曜日※ 午前9時から午後6時

※祝日を除きます。

土曜日※ 午前9時から午後5時

JA・JA共済連は、
皆さまのお役に立てるよう、
引き続き取り組んでまいります。